

第 2 3 回

総会議事録

日 時 平成 31 年 4 月 12 日 (金) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 (10 階) 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、 運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
欠	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、 第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、 運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏝水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、 編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第23回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第119号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第120号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第121号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第122号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第123号 山形農業振興地域整備計画の変更について

議 第124号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

第6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第4条届出書受理通知書の返戻について

(5) 農地法第4条の規定による許可について

(6)農地法第5条の規定による許可について

(7)農地法第3条の規定による許可の取消しについて

(8)運営委員会の結果について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 平成31年5月13日(月)

次回の委員調査について 平成31年5月9日(木)

第8 その他

農用地等一覧表の記入について（依頼）

(明治・高瀬・山寺・出羽・楯山・西山形・蔵王・大郷・東沢・南沼原)

第9 閉 会

平成 31 年度第 23 回（4 月）総会議事録

（平成 31 年 4 月 12 日（金） 市庁舎 10 階 委員会開催室）

出席委員 23 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 15 分

事務局次長	（開 会）
会 長	（あいさつ）
事務局次長	<p>議事の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数 24 名、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であります。 出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。 これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。 なお、本日の傍聴人はおりません。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（異議なしの声あり。）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、22 番・鍮水 豊委員、1 番・安達 良一 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 議 第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 1 ページをお願いいたします。</p> <p>議 第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。 2 ページの 97 号から 4 ページの 107 号まで 11 件です。 はじめに、2 ページをお願いします。</p> <p>97 号について、無償受贈による経営拡張です。 譲受人は、農業をして 30 年になる方で、現在、妻と子の 3 人で農</p>

業に従事しております。

なお、この譲受人ですが、10ページ記載の転用申請をしている法人の代表取締役でありまして、この申請土地と併せて、譲渡人所有の残地を無償で譲り受けるというものです。

98号について、無償受贈による経営拡張です。

譲受人は、農業をして45年になる方で、現在、母親と2人で農業に従事しております。

こちらの方についても、無償受贈ということですが、譲受人は、近くの宅地を購入するというので、その近くにある農地について無償で譲り受けるというものです。

3ページをお願いします。

99号について、隣接地の買受による経営拡張です。

譲受人は、農業をして30年になる方で、現在、父親と2人で農業に従事しております。

100号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は、農業をして27年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

101号、102号について、同じ譲受人となっており、隣接地の買受による経営拡張です。

譲受人は、農業をして30年になる方で、現在、両親と3人で農業に従事しております。

103号について、隣接地の買受による経営拡張です。

譲受人は、農業をして12年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

104号について、所有権移転による経営拡張です。

譲受人は、農業をして6年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。

4ページをお願いします。

105号について、小作地の買受です。

譲受人は、農業をして30年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。

106号について、賃借権の設定による経営拡張です。

委員調査案件となっております。

107号について、農業者年金再設定のための使用貸借権の設定です。

借受人は、農業をして20年になる方で、妻と子供、母親と貸人である父と5人で農業に従事しております。

以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくご願ひいたしします。

議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 106号案件について、8番 日下部 委員から報告をお願いします。</p>
日下部委員	<p>8番 日下部です。申請人及び内容は、議案書記載のとおりです。 借受人は農業を始めて12年ということです。妻と二人で農業に従事しております。 借受人は申請地の隣の田を所有しているのですが、その田では主に種苗をしているということです。今回、譲渡人が申請地の田の耕作を止めるということで、荒れて影響が出ると悪いため、まずは5年間の賃貸借契約を結び経営拡張をするということでした。 農機具の所有ですが、トラクター、田植え機、軽トラックを持っています。 自宅から申請地までの距離は、車で5分ぐらい、直線で300mぐらい、ということです。 調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明及び委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第119号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第119号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第120号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書6ページをお願いいたします。 議 第120号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。 7ページの9号案件、1件です。 8ページをご覧ください。 9号について、場所は蔵王上野で、畑地造成のための一時転用です。委員調査案件となっております。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 9号案件について、8番 日下部 委員から報告をお願いします。</p>
日下部委員	<p>はい、日下部です。申請人及び内容は、記載のとおりです。</p>

		<p>第一期目は既に申請が出ておりますが、今回は第二期目の畑地造成の申請でございます。</p> <p>申請地は、蔵王の山間部地域の傾斜地に位置しておりまして、棚田として利用してきており、小規模の平坦な農地が階段上に並んでおります。今申請においては、高低差を解消し、平坦部を広く確保することで利便性の良い農地に改良したく、申請に至っております。なお、面積が広いことや残土搬入量を考慮し、数年に渡って一体的に農地改良を実施しており、今回で2期目の申請となっております。</p> <p>完了後は、そば栽培を計画しております。平坦部を広く確保することにより、将来第三者へ経営を譲る場合であっても、果樹、野菜栽培のハウスの利用、又は水稻への再転換もできるように改良したいと計画しているということです。</p> <p>場所的には、山形市立蔵王第2小学校から北東へ約3kmの場所に位置する農地であって、一部農振農用地と土地改良事業未施行地である10ha未満の小集団の農地であることから2種農地と判断したが、畑地造成のための3年以内の一時的な利用に該当するため、許可相当と判断しました。また、龍湖土地改良区からの意見書も提出されており、道路維持課からの許可も下りています。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水は排出なし、生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透、となっております。</p> <p>その他ですが、改良費用は施工業者が負担し、主に上山市内の工事現場からの残土を搬入している、ということです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	二期工事が終わった後、終わった部分について、今年は作付をするのですか。
日下部委員		三期工事まで全部終わってから、作付を行うということでした。
議	長	他にございませんか。 (質問・意見等なし)
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第120号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第120号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。 次に進みます。

議	長	議 第121号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局		<p>議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>議 第121号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。10ページの94号案件、1件です。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>94号について、場所は片谷地で、JR蔵王駅から北東へ約800mに位置しており、1種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、建売分譲住宅及び宅地分譲です。</p> <p>譲受人は、地元を中心に住宅・アパート・マンション等の建物を多数建築している法人ですが、当地区はJR蔵王駅や山形大学付属病院に近く、山形市の児童遊戯施設建設が予定されていることから、住宅の需要が高まると考え、当該農地を譲受け、建売分譲住宅2棟を建築するとともに、併用地である宅地・雑種地を宅地分譲するものです。</p> <p>調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしく願います。</p>
議	長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第121号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	全員異議なしと認め、議 第121号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第122号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>続きまして、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>議 第122号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。</p> <p>内容については、13ページの204号から14ページの213号までの10件です。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>204号について、農地法3条による賃貸借契約の解約で、高齢化を理由に借人主導の解約です。</p> <p>土地引渡し後の状況は、貸付予定です。</p> <p>205、206号について、市農協転貸の利用集積の解約で、山形農</p>

		<p>協の桃団地に貸付けるため貸人主導の解約です。 土地引渡し後の状況は、貸付予定です。</p> <p>207、208号について、農協転貸の利用集積の解約で、自作するため貸人主導の解約です。 土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>209、210号について、農協転貸の利用集積の解約で、農地法で売買のため貸人主導の解約です。 土地引渡し後は、現在の借受け人に農地法で売買です。</p> <p>211、212号について、農協転貸の利用集積の解約で、農地法で売買のため貸人主導の解約です。 土地引渡し後は、農地法で売買です。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>213号について、利用集積の解約で、契約内容の調整がつかなかったため、貸人主導の農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の解約です。 土地引渡し後の状況は、貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。 農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。議 第122号について、受理することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第122号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。
議	長	次に進みます。 議 第123号 山形農業振興地域整備計画の変更について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局		議案書 15ページをお願いします。 議 第123号 山形農業振興地域整備計画の変更についてです。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により市長から意見を求められているものです。 このたびは、「市が行った基礎調査の結果に基づく山形農業振興地域

整備計画の変更」と「軽微な変更」による農用区域の内の用途変更2件について説明いたします。

はじめに「市が行った基礎調査の結果に基づく山形農業振興地域整備計画の変更」についてです。前回、平成24年の見直しから概ね5年が経過したことから、このたび、市が調査を実施し、その結果に基づき、計画を変更するものです。

お手元の「山形農業振興地域整備計画の新旧対照表」とあわせてご覧いただきたいと思えます。

主な変更点については、赤色の下線表示部分となっております。
(以降、議案書17ページから40ページまで資料と対比し説明)

41ページについては、見直しに係る面積の増減表です。

次の42ページから43ページについて、計画変更の集計表です。

44ページから45ページについて、農用区域からの除外目的別集計表です。

46ページについて、農用区域への編入目的別の集計です。

47ページが編入一覧表で、46ページの内訳となっております。

次から農用区域からの除外一覧表で、48ページが携帯電話基地局分、49ページから55ページが公衆用道路分、56ページが県による多目的広場の整備、57ページから60ページが非農地判断分となっております。

次に、61ページ、3月15日締め切り分の農用区域からの除外案件について説明いたします。

62ページをお願いします。

1号案件について、計画者は[]で、除外理由が農家住宅の建設で、除外面積は499.48㎡になります。

場所は青柳、JR楯山駅から西側の場所です。

計画者は、現在、[]に住居を構え農業を営んでおりますが、このたび、[]で生活している子・孫と同居を計画しております。

現在、公道から自宅への通路を、隣家からの借地により確保していますが、建替えに際して、通路部分の借地の同意が得られなかったことから、建築基準法の接道義務を満たせず、建て替えができないため、自己所有農地に近い、当該農地に農家住宅を建築するため、農用区域から除外するものです。

なお、現在の住宅は農作業小屋として利用する予定です。

62ページをお願いします。

2号案件について、計画者は[]、除外理由が事業用地の拡張で、除外面積は2筆の合計で1,570㎡になります。

場所は蔵王半郷で、市立蔵王第一中学校の南側です。

計画者は、現在、[REDACTED]の自宅に隣接する会社敷地内の井戸水を汲み上げ、飲料水を製造・販売、他にも海外からの輸入水を使用した飲料水を製造・販売しておりますが、このたび、新たに北海道の湧水や秋田県の温泉水を使用した飲料水を製造・販売する事業を展開することとなったことから、既存敷地に隣接する、当該農地に事業用地を拡張し、水タンクやコンテナを置き、集出荷、車両の進入スペース、フォークリフトやクレーン車の作業スペースとして利用するため、農用地区域から除外するものです。

次に64ページ「軽微な変更」による用途変更2件です。

65ページをご覧ください。

1号案件について、場所は天神町、計画者は、[REDACTED]で、変更理由は作業小屋を含む穀物乾燥調整施設の建設、用途変更面積は1,193㎡です。

このたび、農業経営改善計画認定申請にあたり、目標とする20ha分の水稻を処理するため、乾燥機を2基から3基に増設、あわせて業務用糶摺り機や光選別機及びフレコン対応計量器を導入し、これらをプラント化できる作業小屋を含む乾燥調整施設を建設するため、既存の施設に隣接する当該農地を農業用施設用地に用途変更するものです。

66ページをご覧ください。

2号案件について、場所は七浦、計画者は、[REDACTED]で、変更理由は農機具格納庫の建設、用途変更面積は77㎡です。

計画者は、これまで自宅敷地内にて農業機械・農機具等の保管、収穫した農作物の保管を行ってきましたが、手狭となったことから、農機具格納庫を新たに建設するため、自己所有農地の一部を農業用施設用地に用途変更するものです。

以上、山形農業振興地域整備計画の変更については、妥当であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長
丸子委員

ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

9番丸子です。66ページの2号についてなのですが、地目は田なのですが現況は畑になっております。

申請人の自己所有地ということで、それは問題がないのですけれども、経営者が[REDACTED]となっておりまして、先月の議案書にもあったように、株式会社O r a yさんに田の全面積を貸付しております。

畑についても高齢化から耕作を縮小していて、申請人についても、現在、[REDACTED]をしていて今まで農業関係をやってはおらず、農業委員会で調べてみても就農状況がほとんどなく、[REDACTED]に出てくる程度であります。

自己所有地といえども、農機具格納庫を作る理由はないと思うのです

事務局	が。
	<p>ご本人から提出された理由書を読み上げさせていただきますと、申請人は父親から農業経営の移譲を受けて、父親が所有する農地約1.1haを父の協力を得ながら、米、野菜などの作物を生産しているということでありまして、今丸子委員が言われたような田を全部貸し付けているという記載はないという状態になっております。</p> <p>その上で、自宅内で、トラクター等の農機具、農業用の軽トラック、さらには収穫物の管理を行ってきたということですが、自宅内におきましては、家族が所有する自家用車が増えたということ、自宅の敷地も何かと手狭になったことから、農業機械の搬出・搬入の拠点が必要になったことで、今回の申請に至ったという記載となっております。</p>
丸子委員	<p>経営移譲されたという話は私も聞いたことがありますが、18条でまず解約をして、株式会社Orayさんに貸し付けたという経緯があると思うのですが、また、経営移譲されたのであれば、父親の名前で議案書に載ってくると思うのですが。</p>
議長	<p>そのあたりは、確認の上、またお答えするようにします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
佐藤（幸）委員	<p>15番佐藤です。64ページの1号について、乾燥調製施設を建てるということなのですが、場所が[]のすぐ近くなので、粉ジンが敷地なりグラウンドに飛散して、後で問題が起こるのではないのかと懸念されるが、そのあたりはどうなのか。</p>
	<p>今、北側に乾燥機の粉ジンを排出しているが、裏の道路は通学路になっているため、乾燥機が稼働している間に、生徒が通ることになるので、環境的にどうなのだろうか。</p> <p>私もだが、通常周りに迷惑がかからないような場所に作っている。目の前に学校があるにもかかわらず乾燥機を増設するのはどうなのかと思う。</p>
議長	<p>運営委員会でもそのあたりは議論になった事なのですが、丹野委員、地元の委員としてどう思いますか。</p>
丹野委員	<p>裏が通学路になっているので、風向きによっては粉ジンが飛ぶのかと懸念があります。粉ジンが飛ばないようにフェンスを建てたりしてはいるのですが、なかなか完璧にはいかないと思います。</p>
佐藤（幸）委員	<p>夜になると、電灯の明かりで粉ジンが目立つようになります。</p> <p>夜グラウンドに明かりをつけて、部活動をしていたりすると、昼より粉ジンが飛んでいるなとわかると思う。</p>
	<p>個人的にですが、やはり環境的に悪いのではないのかと思う。</p>

議 長	乾燥施設というのは住宅の近くよりも、離れたところに作ると思うのですが。皆さんの意見を聞きたいです。
佐藤（幸）委員	学校からクレームが入らなければ良いのですが、もしクレームがくるような場合には、対処するために多大な投資が必要になることも予想されるわけです。 後で何か問題が起きた場合には、困るのは■■■■さんだと思います。
事務局	別件で相談に来た時に、この件についてお話を伺ったところ、対応策として一つの方法としては、ダクトにビニールを貼って飛散しないようにすることでした。さらには■■■■との間にビニールハウスが二棟入るということで、農政課にも話をしましたが、間にハウスが入っているので問題は無いというような回答でした。
佐藤（幸）委員	後から何も無ければ良いのですけれども、何か起きる前に別な所でやるべきではないのかと、個人的には思っています。
議 長	けっこう音も出るし、集落の中で乾燥機を使っている人は、かなり神経を使っているのは間違いがないことです。これだけの面積になると心配だと私どもは思ったのですが。 皆さん、他にご意見はありますか。
丸子委員	20hが目標と言いながらも、それで済めば良いのですけれども、済む保証はありませんし、場合によっては3期、4期、70hとなった場合、移転しようかとなってもお金もかかりますし。 粉ジンの飛散については、■■■■との合意なんかも必要になってくるのではないかと思う。
議 長	学校との話し合いはなっているのですかね。
事務局	これは運営委員会のほうから出ている話でありまして、農政課の担当者、事務局の転用担当者を含めて、問題無いということでしたが、用途変更の後に、農転の手続きをする際には、必ず周りの同意を取るようにと指導しております。 今回の場合には、粉ジンの飛散には周りの同意を得るような注意が必要だとするというような、注意喚起という形で意見を伝えるということでしょうか。
長澤委員	現場を良く知っている人の話を聞いてみると、後で学校との問題が出た場合に立ち退くとか、事前に覚書のようなものを作成するような指導が必要でないのかなと思う。 例として、■■■■のすぐ近くに鶏小屋があって、その悪臭で迷惑がかかった話がある。
議 長	他にこの案件について意見がございますでしょうか。

大築・会長 職務代理者	<p>逆に農地の近くに後で学校が出来て、農地に被害が出ないように学校側と協定書を結ぶ場合もある。</p> <p>この案件については、佐藤委員の意見を尊重しながら、委員会としては慎重に対応していくべきだと個人的に思う。</p>
佐藤（幸） 委員	<p>学校側と、何か起きた場合には、すぐに対応するような文言を入れた文書を取り交し、後々困らないようにしておくべきだと思う。</p>
議長	<p>これは、秋まで間に合わせたいという事業計画なのですか。</p>
事務局	<p>9月に着工して、31年中に完成したいとなっています。</p>
議長	<p>農政課では問題無し、というような判断をしていますが、委員会としては、委員の皆さんからありましたように、学校及び周辺の方々と十分話し合いをして、きちっと話をして進めていくと、委員会としては、そういう意見を附しながら農政課に回答していくというようなことでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(賛成の声)</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>先程、丸子委員から質問のあった件についてですが、経営移譲自体は間違いなく成っています。</p>
議長	<p>そういうことで、息子さんの名前で貸したということで問題無いですね。</p>
丸子委員	<p>間違いのないのは良いのですけれども。田んぼ八反歩ぐらい先月の議案書で貸し付けていると。</p> <p>ただ、近所の人に聞くと、父親も高齢で前に大きな病気もしたということで、本人も退職後のことを考えているとすれば、致し方ないのかと思います。</p>
議長	<p>農地があって使わなくなったというのも、どこかに確認しなくてはならないということもあるので、農家であることは間違いなので、問題無いのかなと思います。</p>
草薙委員	<p>20ページのこれからの農用地等利用の方針について、本沢地区と村木沢地区の農地で、増加の計画になっていますけれども、これについては、一覧表に書いてあるような森林から農用地に転換するような計画が具体化されていると理解してよろしいでしょうか。これが第一点です。</p> <p>次のページなのですが、用途区分の構想の南山形地区について</p>

	<p>てですが、下から二行目ですけれども、管内の水田のほとんどが50ha以上、集団的農用地としての利用を進める、というような書きぶりで、全く前回と変わりがないのですけれども、この地区は集積・集約ができない一番のネックが非常に狭いという事なので、この認識がどうなのかと。</p> <p>三点目として、今、両JAが進めている水田の畑地化による団地化というようなことを積極的に進めていくという姿勢が、この計画書の中に含まれているのかどうなのかということです。</p> <p>一番の農業委員会としての課題の一つが、農地の集積・集約をどのように進めていくかなのですが、それについては触れてないように思います。</p> <p>また、非農地判断が平成30年度にかなり行われたのが記載されています。非農地判断の取扱いが統一されていないのではないのかと思います。毎年、農地パトロールの結果、農地性が無いという事で荒廃農地として、一筆ずつ写真を添付して提出し、総会で議決をするわけです。先月もあったわけですけれども。</p> <p>今回記載されている30年度の非農地判断の案件について、総会にも提出されていないし、報告もされていないので、非農地判断について統一がなされていない事が心配な点です。</p> <p>そのような事について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今のお話についてでございますが、20ページの数値については、調査によるものということで詳しい資料はいただいております。</p> <p>南山形地区の記載については、おおまかな全体像を描くのがこの計画なのかと思います。別個に第六次山形市農業基本計画を策定しておりますが、こちらのほうに具体的な事を載せていくのだということで、全く違うものでなければ、こちらのほうを妥当とお考えいただきたいということでした。</p>
草薙委員	<p>基本的な認識が違います。全然認識が違うので、20ページにある農地の造成計画ですが、新規の計画があるから減らすのはわかります。</p> <p>農地パトロールを毎年やっていて、森林化している農地はいっぱいあって、そこの部分をどういった検証をして、減らすのかだと思っております。</p>
事務局	<p>こちらのほうの非農地判断の部分につきましては、農業委員会のほうで非農地決定しますが、農振農用地に残置するかどうかは農政課で判断されます。</p>
議長	<p>この内容等については、事務局で全部説明するのは大変だと思います。</p> <p>農政課で調査をしたということですが、どんな方が調査をしたかということについては、我々は実態がわからないのですけれども、文言的に改正前と改正後で文章はほとんど変わりはなく、若干の違いがあったということで、草薙委員のおっしゃった件については、そこまで</p>

<p>草 莉 委 員</p>	<p>認識しきれなかったのではないのかと、私は判断するのですけれども。 これからの方向としては、実態に合った方向で変えていく、という ような事はこちらのほうからも申し上げることができますので、現場 サイドの目線の状況については、農政課にも申し上げて、花卉の点で 訂正をさせていただいたのですが、前回運営委員会の中で大築会代が 鉢物については上り調子ではないのですよ、と申し上げて、農政課に 繋いでいただいたので、訂正した結果になったということがあります ので、皆さんから、時期はいつまでというのはわかりませんが、もし、 この文言の中で、誤解がある、現実と違う、というような事があり ましたら、おっしゃっていただくと大変ありがたいと思います。</p> <p>私が言いたかったのは、行政計画を作る時に、農業関係課が意見を 交換して、作っていくべきです。農業を取り巻く情勢が変わっている 時に、新旧対照表で対応できるようなレベルではないのではないのか、 というのがベースになるのですけれども。</p> <p>もっと現状に即した視点と、これからの施策を、具体的にここに盛り 込んでいかないと、部分修正で対応できる段階ではないのかと思いま すので、さっき申し上げた水田の畑地化の問題とか、後継者育成の 問題もありますし、あと人・農地プランをどう動かして農地の集団化、 集約化を進めていくかという方向性は、ぜひ新しい計画に盛り込んで いただきたいと思います。</p>
<p>森 田 委 員</p>	<p>村木沢地区で、農地の利用計画が6.9haの増となっているのですが、 なぜなのでしょう。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>面積が変わる原因として、地籍調査が入った関係で、地積が確定し た際に、従来より面積が増えた結果が出ているのだと思うのですが、 新規のほうで、もしそういった点があれば、そのような影響も考えら れます。</p>
<p>森 田 委 員</p>	<p>それ以外に、何か計画的なものはないのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新たに面積を編入するというような議案書は提出していないという 認識でございます。</p>
<p>高橋（一） 委 員</p>	<p>おそらく農用地区域の設定方針に、「奥羽山系の山間地は急傾斜地 が多く、農用地としての開発は困難である。一方、白鷹丘陵を中心と する市域西南部の山間地については自然条件、地域営農条件からみて 開発の可能性のある未利用山林原野については、国営最上川中流土地 改良事業の実施区域であり、農用地としての開発整備を行うため、農 用地区域を設定する方針である。」とあり、この方針はいつ決めたか という、30年ぐらい前の話をそのまま変えずにきているのです。</p> <p>農地利水事業の計画を立てるときに、山手の面積も水利計画の中 に入れて国営水利事業を採択してもらっていると思うのですが、その面</p>

	<p>積がそのまま残っていると思うのです。</p> <p>その後、東北農政局から何回も、水利許可をもらい水利事業を行うときに、山林の開発計画はどうなっているのかと催促がきているのです。しかし、その時すでに高齢化が進んでいるし、片や優良農地が遊休化している状況の中で、新たな農地を作るのは現実的ではありません、という回答を何度も返してきて、東北農政局も現状を認めざる得なくなったのです。</p> <p>市ではそのまま、白鷹丘陵を中心とする市域西南部の山間地は開発の可能性があり、最上川中流土地改良事業の実施区域だという感覚なのです。</p> <p>それで、草薙委員が言ったように、そうじゃないだろうと、もう一回根本から洗い直しをして、精研をしていただかないと、ただ事務的にやっていたというだけで、少しも進まないばかりか、後ろ向きの計画になっていませんか、という事だと思うので、今回、こういった資料を見せられると、わかってきたところですから、農政課に行ってこういう考え方はもう古いのだと伝え、新たな計画を作成するように促すべきだと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋委員がおっしゃった事から思い出しましたがけれども、当時、裏山まで農振区域に入って、なかなかそれが外れなかったと、外さない方が事業するためには良かった時代もあったかと思いますが、今は、だいぶ農振区域から外れたという実態があるので、そのへんがどこでどうなっているのかという事を、農政課自体がどこまで把握して、今回の変更計画を出してきたのかということ、我々から問いかけてみる必要があるのかなと、いうように思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>我々の立場からすると、いつも思うのですが、農地を守るというのが大きな仕事だと思うのですが、守るべきものは守る、開発すべきものは開発する、というふうなところで、現状を把握した上で、こういうふうな整備計画を、よく精査して伝えていくことが、私達の仕事の一つだと思います。</p>
<p>大築・会長 職務代理者</p>	<p>高橋委員の考え方に、そのとおりだと思います。用途面積の設定をする時に、最上川中流土地改良区の側から言わせれば、北部の方をどんどん面積を拡大して事業を行ったということですので、高橋委員の考えは的を得ていると思います。</p> <p>改良区に言って、この件については調査をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にこの件について、意見ございませんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですのでお諮りいたしますけれども、我々の委員会としての、ただ今の意見を附して、また、今回農林部の方から、農林三課長と農業委員会の運営委員中心になりますけれども、懇談会をしたいと</p>

議 長	<p>の申し入れがありましたので、その際にも申し上げたいと思います。 それでは、議 第 1 2 3 号について、6 4 ページの 1 号案件について意見を附し決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p> <p>全員異議なしと認め、議 第 1 2 3 号 山形農業振興地域整備計画の変更について、意見を附して、市長あて回答することに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第 1 2 4 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 6 7 ページをお願いします。 議 第 1 2 4 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定についてです。 6 8 ページの 1 号、2 号案件の 2 件です。 6 9 ページをご覧ください。 1 号について、場所は鮎洗で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。 7 0 ページをご覧ください。 2 号について、場所は下反田で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 1 号、2 号案件について、7 番 高橋徳郎 委員から報告をお願いします。</p>
高橋 (徳) 委 員	<p>7 番高橋です。それでは、1 号案件についてご説明いたします。 申出人及び内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。 適用要件につきましては、一体利用農地であります。 申出人につきましては、平成 1 7 年に申請地を [] 取得いたしました。申請地に隣接する宅地に居住しておりましたが、[] 県外に転居し、住んでいた家は空き家となりました。 高齢で、1 時間以上かかる距離を通っての耕作も難しく、売却を考えていましたが、農地の位置、形状的にまとまった一団の農地としての効率的な利用は見込めず、もともと自宅だった宅地との一体利用でしか農地としての利用は見込まれないと思われることから、今回の申請に至ったということでもあります。 申請地の状況につきましては、農振農用地区域外です。 図面の右側を見ていただきたいのですが、1 番については宅地ということで、住宅と農作業場が建っております。2 番が北側の畑ですけれども、北隣の [] の畑ですけれども、現況につきましては遊休化の恐れがある農地ということで、自宅と隣接している畑で、作付されてはいるのですけれども、周辺地域の農地の農業上の</p>

利用と比べて劣っているという状況でありました。3番につきましては、宅地ということでありまして、南側隣の[]土地ということでありまして、3番と申請地との間に擁壁がありまして、[]住宅が建っている状況でありました。4番につきましては、畑ということでありまして、地域外に住んでいる方の土地ということでありました。遊休化の恐れのある農地という状況になっております。4番と申請地の間に官地が入っております。申請地の西側に無地番の昔の作場道が通っているのですが、現状は機能しておらず、道路から作場道への進入口は樹木が生い茂っていて、一体利用を必要とする宅地以外からは、他人の土地を通らずに申請地へ侵入することは難しい状況であります。

推進委員の池野さんから立会いをいただきまして、承認の意見書もあるということで、以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

続きまして、2号案件であります。申出人及び内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

適用要件は、一体利用農地です。

申出人については、母親と息子の共有名義になっております。

平成28年7月13日付け農地法第3条の許可により申請地を取得しました。当時、母親は申請地の隣の宅地に居住しておりました。

当時の3条申請では、今回の申し出た農地のほかに、通作距離0.5km圏内の田2筆、計9,899㎡と畑1筆、257㎡を親子名義で取得し、息子が[]に移り住んでの新規就農を計画しておりました。

許可後、下反田に転居を予定していた息子が急に[]妻の実家を継ぐことになり、下反田[]で[]畑を耕作することが、難しくなったということです。

また、母親も[]長男宅に転居したことで、当時購入した家も空き家となり、申請地は空き家以外からの侵入は難しいことから、一緒に売却したく申請に至っております。

70ページの地図の右側を見ていただきたいのですが、申請地の状況につきましては、農振農用地区域外ということでありまして、

1番につきましては、宅地ということでありまして、2番につきましては、自分の田んぼであります。宅地と田んぼの間には擁壁とか水路とかがありまして、高低差や水路等で分断されており、農地として効率的な一体利用は見込めない、という状況であります。3番の公衆用道路ということで、市道でありまして、そちら側でもブロック塀で囲われている、という状況であります。あと官地ということで、水路ですけれども、2番と1番の間に、申請地西側から北側にかけて水路がはしっています。現在も周辺の田の作付けのために利用されているもので、幅も広く、隣接する農地と申請地を一体的に利用することは難しい状況というようなことになっております。

以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。推進委員の井上さんから立会いをいただきまして、承認の意見書もいた

		だいております。ご審議お願いします。
議	長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第124号について、指定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり。)
議	長	全員異議なしと認め、議 第124号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。
議	長	これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の(1)から(7)まで、事務局から報告願います。
議	長	続きまして、報告事項として、(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、から、(7)農地法第3条の規定による許可の取消しについて、まで報告いたします。
事	務	71ページをお願いします。
局		報告事項(1)の農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、72ページの156号から75ページの166号まで11件を受理しております。 次に、76ページをお願いします。 報告事項(2)の農地法第4条届出書の受理につきましては、77ページの19号から21号まで3件を受理しております。 次に、78ページをお願いします。 報告事項(3)の農地法第5条届出書の受理につきましては、79ページの88号から82ページの102号まで15件を受理しております。 次に、83ページをお願いします。 報告事項(4)の農地法第4条届出受理通知書の返戻につきましては、84ページの2号の1件について返戻を受けております。 次に、85ページをお願いします。 報告事項(5)の農地法第4条の規定による許可につきましては、86ページの6号から8号の3件について許可書を交付しております。 次に、87ページをお願いします。 報告事項(6)の農地法第5条の規定による許可につきましては、88ページの79号から90ページの87号まで8件について許可書を交付

<p>議 長</p>	<p>しております。</p> <p>91ページをお願いします。</p> <p>報告事項(7)の、農地法第3条の規定による許可の取消しにつきましては、92ページの1号、1件について許可書の返戻がありましたので、許可を取り消しております。</p> <p>事務局から、第23回総会の付議事項については以上であります。</p> <p>次に、(8)運営委員会の結果について、大築・会長職務代理者から報告願います。</p>
<p>大築・会長 職務代理者</p>	<p>(運営委員会の結果について報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次回の定例総会は、5月13日月曜日、午後1時15分から開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、5月9日木曜日です。</p> <p>調査委員については「9番 丸子宏 委員」と「10番 齋藤孝一郎 委員」にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農用地等一覧表の記入について(依頼)ですが、去年の農地パトロールで新たに「A分類(再生可能)」と判断された農地の所有者へ意向調査を行いました。対象となる明治地区ほか次第に記載の9地区の農業委員の方に、農用地等一覧表の記入についてお願いをするものです。</p> <p>また、記載はありませんが、去るH31年3月26日に山形農協本店にて高橋会長、大築課長職務代理者にも参加いただき、「農地利用最適化推進委員会」を開催しましたので、会議において出された意見等を報告させていただきます。</p> <p>(農地利用最適化推進委員会について報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>何もなければ、これで第23回総会を終了します。ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会午後3時20分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

.....

議事録署名委員

.....

議事録署名委員

.....